

令和8年5月1日

各園 代表者 様

千葉県こども未来局  
幼児教育・保育部幼保運営課

## 令和8年度保育士等給与改善事業補助金の申請書等の提出について(依頼)

このことについて、下記のとおり関係書類の提出をお願いいたします。

### 記

#### 1 提出期限

令和8年5月15日(金)

#### 2 提出方法

下記提出書類をメールに添付のうえ、下記アドレス宛に電子データ(Excel ファイル)を送付してください。紙の提出書類はありません。

#### 3 送付先メールアドレス

[unei-josei@city.chiba.lg.jp](mailto:unei-josei@city.chiba.lg.jp)

#### 4 提出書類(すべてひとつの Excel ファイル内)

- (1) 職員現況調書(職員名簿)
- (2) 給与改善費算出内訳表
- (3) 様式第1号 千葉県保育士等給与改善事業補助金交付申請書
- (4) 様式第10号 千葉県保育士等給与改善事業補助金概算払請求書 (※概算払いを希望する園のみ)

#### 5 配布資料

- (1) 給与改善補助金申請書類(一つの Excel ファイルに上記提出書類がまとまっています)
- (2) 千葉県保育士等給与改善事業 留意事項・Q&A

#### 6 注意点

- (1) 交付申請をするとともに、概算払いを希望する場合は月数を選択していただきます(1か月～最大11か月分)。仮に今年度の1年間の実績額が概算払額を下回ってしまった場合、差額は翌年度の5月に千葉県に返還いただきます。この場合、やむを得ずかなり短期間での処理を依頼することとなり、ご負担も大きくなりますので、返還金が発生しないよう、よくご検討をお願いいたします。また、過年度に戻入が発生した園に対しては、概算払い月数を減らしていただけないか、ご提案することがございます。予めご了承ください。

(2) 概算払は 6/30に予定している年1回のみですので、ご注意ください。特に、概算払いを「●か月分」と選択いただきますが、これは概算払い時にどれほどの月数分を受け取るかの希望をお伺いする事項であって、●か月ごとに千葉市からの振込を希望する、という意味ではありませんので、ご注意ください。

(3) 千葉市手当は、原則として毎月お支払いいただくものになります。年度途中での採用・復帰や、雇用形態の変化などがあつた場合には、支払い漏れのないよう、よくご注意くださいようお願いいたします。

## 7 保育業務とその他業務（事務や調理など）を兼務している場合の取り扱いについて

従前からご案内しているとおり、令和8年度からは例外なく「1日6時間以上かつ月20日以上保育業務に従事していること」が千葉市手当の要件となります。事務や調理業務等を兼務している場合には、要件を満たしているかよく確認のうえ申請してください。

※令和6年度に千葉市手当の対象であつた者等に対する経過措置は令和7年度で終了しました。

※要件緩和対象の場合も同様に「1日6時間以上かつ月20日以上保育業務従事」が必要です。

(例)

1日のうち事務に3時間、保育業務に5時間従事している場合 → 対象外

1日のうち事務に2時間、保育業務に6時間従事している場合 → 対象※

※同様の日が月に20日以上必要

### 【担当】

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所 高層棟8階

千葉市子ども未来局幼児教育・保育部

幼保運営課 助成第1班 中田

電話 043(245)5729

電子メールアドレス [unei-josei@city.chiba.lg.jp](mailto:unei-josei@city.chiba.lg.jp)